

富田林市建設工事請負業者の選定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が行う建設工事における一般競争入札又は指名競争入札(以下「一般競争入札等」という。)による請負業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱(平成12年富田林市要綱第58号。第3条において「等級別区分要綱」という。)第2条に規定する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、前項に規定する以外の工事を対象工事とすることができる。

(入札参加業者の選定)

第3条 対象工事の一般競争入札等に参加することができる業者(以下「入札参加業者」という。)は、等級別区分要綱第3条に規定する対象業者のうち同要綱別表に定める工事の種類及び発注基準額に対応する等級に区分されているものの中から選定する。ただし、前条第2項の規定により対象工事とした工事にあつては、当該工事の入札参加希望登録のある業者の中から選定するものとする。

2 前項により選定する入札参加業者の数は、別表に定めるとおりとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定を適用しないことができる。

(1) 該当する等級別区分に属する参加予定業者が、別表に定める数より少ない場合

(2) 特殊な技術又は機材を要する工事である場合

(3) 緊急性のある工事である場合

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるものを優先して選定することができる。

(1) 対象工事の施工において市内業者が権利を有する土地等を利用する場

合 当該土地等に権利を有する市内業者

(2) 該当する等級別区分に属する市内業者が、別表に定める業者数を上回る場合 市内業者

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める業者

(特定工事における入札参加業者の選定)

第4条 設計金額が6,000万円（建築一式工事の場合にあっては、8,000万円）以上の工事における入札参加業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に基づく特定建設業の許可を受けた建設業者の中から、前条の規定に基づいて選定する。

(選定の基準)

第5条 第3条及び前条の規定に基づき入札参加業者を選定しようとするときは、次の各号に定める事項に留意するものとする。

(1) 当該工事に対する建設業の許可内容

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 社会的及び経済的信用状況

(4) 本市及び他の官公庁が発注した工事の受注実績及び工事成績

(5) 手持工事の状況

(6) 当該工事に対する技術能力

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成13年要綱第13号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年要綱第69号）

この要綱は公布の日から施行する。

附 則（平成19年要綱第107号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年要綱第73号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年要綱第14号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

発 注 基 準 額	業 者 数
3,000万円以上5億円未満	原則として10社以上
3,000万円未満	原則として 8社以上